

令和 5 年度事業計画書

公益財団法人としての本会の事業は、日本農林規格等に関する法律（以下 JAS 法という）に基づいた「認証事業」、「検査証明事業」、「指導事業」、「調査研究事業」の四事業で構成されている。

本会は、食用植物油脂の取扱業者等より JAS 認証工場の申請を受けると、JAS 法に基づいて書類審査・実地調査・製品検査を実施し、JAS 認証事業者として適正か否かを判断し認証を行うとともに、認証した JAS 認証工場等が認証申請時の水準を保っていることを確認するため、認証時と同様な審査を定期的に行う。

また、JAS 認証工場との契約に基づく JAS 規格検査、JAS 認証工場及びその他の事業者からの求めに応じて、食用植物油脂や油糧原料等関連品の品質やその他の項目に関する受託試験に関わる検査証明事業を行う。

さらに、JAS 認証工場の製造技術及び品質管理技術の維持・向上を図るための技術指導事業を行う。

この他に、市中で販売されている食用植物油脂を自主的に買上げ、品質及び安全性の確認調査や表示内容の確認等を行い、製造者や販売者等に情報提供するとともに、本会ホームページ等で公開することにより、製油産業の健全なる発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを事業活動の基本方針とする。

オリーブ油の国内需要拡大を踏まえ、国際規格に対応可能な検査基盤を構築するために、国際オリーブ協会によるオリーブ油に関する官能評価試験所及び理化学分析試験所（タイプ B）の認証の維持に向けた取り組みを引き続き行うとともに食用植物油脂を取り巻く各種規制に対応できる分析技術の向上を図る。

1. 認証事業

JAS 登録認証機関として定めた認証業務規程に基づき、下記のような認証業務及び JAS 認証工場の定期的な確認調査を行うことにより、一般消費者の利益の保護に寄与する。

(1) JAS 認証審査業務

食用植物油脂の取扱業者等から提出された JAS 認証申請書の書類審査、当該製造事業所の実地調査及び製品検査(抜取り検査)を行う。

(2) JAS 認証工場の定期確認調査業務及び無通告調査業務

JAS 認証 46 工場に対する認証事項の確認調査のための書類審査、定期実地調査及び JAS 製品の JAS 規格適合性確認検査を行う。

JAS 規格適合性確認検査は、JAS 製品の表示事項を確認するとともに、JAS

規格項目及び過酸化物質並びに安全性を確認するためにヒ素と重金属の確認分析を行う。また、少なくとも選定した 2 工場以上の JAS 認証工場に対し、JAS 法に基づく無通告調査を行う。

(3) その他関連業務

①JAS 法に基づく品質管理責任者等に対する資格取得専門講習会の開催

食用植物油脂取扱業者等に対して、認証の技術的基準によって義務付けられている格付担当者及び品質管理責任者等の資格取得のための専門講習会を年 1 回開催する。

②JAS 格付担当者会議の開催

JAS 業務の円滑な運営を図るために、JAS 認証工場の格付業務に従事する担当者との JAS 格付担当者会議を年 1 回開催する。

2. 検査証明事業

契約に基づき JAS 認証工場から提出された試料に対して JAS 規格検査及び証明業務を行うとともに、求めに応じ JAS 規格および食品表示法等の関連法規に定められた食用植物油脂及び油脂関連品目の検査及び証明業務を通じて、取扱業者等に正確な情報提供を行うことにより、消費者保護に寄与する。

(1) JAS 規格に基づく規格検査および証明業務

JAS 認証 46 工場と締結した JAS 検査委託契約に基づいて、JAS マークを付するための JAS 規格検査および証明業務を行うことにより、消費者保護の観点から信頼性の高い製品の流通の確保を図る。

(2) 受託試験および証明業務

求めに応じて、食用植物油脂及び油脂関連品目について、品質及び成分並びに残留農薬分析等の受託試験及びその証明業務を行うことによって、食の安全と衛生面の向上等を図り、もって消費者の健康の維持に寄与する。

3. 指導事業

JAS 認証工場に求められている商品ラベルの適正表示についての助言及び分析技術並びに食用植物油脂の品質管理技術の維持向上等についての指導を通して、消費者保護の観点から一般消費者が安全な製品を安心して選択できるように寄与する。

(1) 受託試験業務(BHA 検査)

契約に基づき JAS 認証工場のパーム油類製品に対して、BHA 検査を実施し、製品の安全性を確認する。

(2) 品質安定性試験業務

JAS 規格適合性確認検査に使用する食用植物油脂製品について、微量金属、CDM 試験等の品質安定性試験を行い、品質管理技術や製造技術の維持向上を図るための指導を行う。

(3) 分析技術に関する指導業務

JAS 規格に基づいた試験及び安全性項目等に関する分析技術に対する相談・実技指導(手合せ)等に応ずる。

(4) ラベルの事前確認審査・指導業務

JAS 認証工場から申請された JAS 製品に貼付する商品ラベルが、食品表示法等に適合するか否かを事前に確認し、必要な助言を行う。

4. 調査研究事業

食用植物油脂の JAS 製品及び JAS マークの付されていない国内製品や輸入製品を自主的に買上げ JAS 規格項目、品質安定性項目及び安全性項目の確認調査を行うとともに、その商品ラベルに記載された事項が JAS 法、食品表示法をはじめとする関連法規に適合しているか、また表示と内容物との整合性について確認を行う。得られた情報に関しては、製造者や販売者等に情報提供するために通知して、食の安全と信頼の確保に努めるとともに、一般消費者の保護に寄与する。

(1) 市販品買上げ調査業務

市販品の区分	区分	(a)JAS 製品		(b)国内非 JAS 製品			(c)輸入非 JAS 製品	
	分類	家庭用	業務用	JAS 規格対象		JAS 規格対象外	オリーブ油以外	オリーブ油
	油脂種類			オリーブ油以外	オリーブ油			
件数	合計 (件)	40		40			40	
	内訳 (件)	25	15	10	15	15	20	20
調査項目	特性および品質分析	A		A	B	A	A	B
	品質安定性に関する分析	C		D※1	D	D	D※1	D
	安全性に関する評価分析	ヒ素、重金属						
	その他の分析					トランス脂肪酸	トランス脂肪酸	
	ラベル表示	関連法規等に適合しているかどうかの確認						

【各記号の分析項目内容の説明】

A：JAS 規格項目、過酸化値、脂肪酸組成

B：JAS 規格項目、過酸化値、脂肪酸組成、紫外線比吸光

C：鉄、銅、リン、石けん分、シリコン、クロロフィル由来物質

D：鉄、銅、リン、クロロフィル由来物質、発煙点、引火点

※1：JAS 規格品の油脂については、発煙点、引火点の分析は対象外とする。

(2) JAS 普及啓発業務

(a) 機関誌『植物油月報』の発行

一般社団法人日本植物油協会と共同で『植物油月報』を発行し、JAS 認証工場や関係先に配付する。

(b) JAS の普及促進業務

農林水産省が主催する展示会(JAS の週)において、JAS 認証工場に協力を求め、JAS 製品の展示を行い、JAS 製品に関する啓発と普及の促進に努める。

(c) 調査研究事業で得られた結果は必要に応じて公表する。

5. 検査員の技術向上と人材育成

食用植物油脂の登録認証機関として、また公正な第三者機関としての信頼性の維持向上に努めるために、下記のように検査員の分析技術のレベルアップを図り、専門教育と内外の研修を計画的に実施して資質の向上に努める。

(1) 検査・分析の精度管理

JAS 規格に定められた検査や求めに応じ実施する受託分析業務等の精度を確認するため、未知試料による検査員間のクロスチェック分析を定期的を実施することで徹底した精度管理の維持向上に努める。

(2) オリーブ油の官能評価能力、理化学分析技術の向上と育成

オリーブ油に関する官能評価能力、理化学分析技術の向上と育成に向けて、外部機関が実施する技能試験を活用して、トレーニングを図る。

(3) 人材育成の推進

検査員の業務遂行に必要な知識及び能力の向上を図るため、内外の研修参加を計画的に実施して資質の向上に努める。また、本会を取り巻く環境変化に基づき必要となる新たな分析法の確立を図るための人材育成を進める。

6. JAS 検査試験設備他の更新

JAS 法に規定された項目の試験・検査に使用する装置や分析機器及び受託分析に使用する装置・機器類について、随時整備・更新して分析精度の維持向上を図る。令和 5 年度は、ガスクロのパソコン、水分計、恒温槽、エバポレーター用の真空ポンプ更新等を計画している。

7. 管理運営関係事項

- (1) 評議員会の開催：定時評議員会を5月に開催し、任期満了に伴う評議員、理事及び監事の改選を行い、改選後の評議員会において評議員会議長を互選する。3月及び必要がある場合に臨時評議員会を開催する。
- (2) 理事会の開催：定時理事会を5月に開催し、定時評議員会後に臨時理事会を開催し、理事長及び専務理事の選定を行う。また、10月、3月及び必要がある場合に臨時理事会を開催する。
- (3) JAS運営委員会の開催：5月・11月・3月及び必要に応じて臨時に開催する。
- (4) 公平性委員会の開催：定時委員会を2月～3月の間で開催する。
- (5) ISO/IEC 17025に関する外部確認審査（サーベイランス）が5月に実施される。
- (6) 内部業務監査の実施：JAS及びISO/IEC 17025に対し年1回以上の頻度で実施する。
- (7) 公認会計士による会計監査の実施：随時実施する。
- (8) 農林水産省による業務監査の実施：年1回実施する。

8. 庶務事項

- (1) 有機溶剤中毒予防規則に基づき、年2回の作業環境測定を実施する。
- (2) 労働安全衛生法に基づき、年2回の特殊健康診断を実施する。
- (3) 下水道法および水質汚濁防止法に基づき、年3回の水質検査を実施する。

以 上